

平成30年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

ちばフラワーバス株式会社では、「輸送安全マネジメント」に基づき、輸送の安全確保のため、全社員が一丸となり以下の通り取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。

また、安全に関する声に耳を傾けるなど現業の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 当社は輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（これをPlan Do Check Act）」という。）を実施し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。

また、輸送の安全に関する情報について公表します。

2. 輸送の安全に関する目標

当社は、輸送の安全目標として、年度毎に事故減件目標を設定し、目標達成に努めてまいります。

尚、平成24年度より事故件数については1%の過失でも有責事故として扱っております。

平成30年度有責事故減件目標

| 月 | 上 期 | | | | | | | 下 期 | | | | | | | 年度計 |
|----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | |
| 目標 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 10 | 3 | 2 | 2 | 3 | 1 | 3 | 14 | 24 |

平成29年度 10万キロあたり有責事故件数

会社名：ちばフラワーバス株式会社

| 月 | 上 期 | | | | | | | 下 期 | | | | | | | 年度計 | 平成29年度 総走行キロ | 10万*。 当たり |
|---------------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----------------|--------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 計 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | | | |
| 目標 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 10 | 3 | 2 | 2 | 3 | 1 | 3 | 14 | 24 | — | — |
| 実績 (乗合) | 2 | 3 | 0 | 2 | 2 | 0 | 9 | 4 | 5 | 0 | 2 | 6 | 2 | 19 | 28 | 2,540,017.3 | 1.10 |
| 実績 (高速) | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 1,883,642.0 | 0.32 |
| 実績 (貸切・特定) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 51,997.7 | 3.85 |
| 実績 合計 | 2 | 4 | 0 | 4 | 3 | 0 | 13 | 5 | 6 | 2 | 2 | 6 | 2 | 23 | 36 | 4,475,657.0 | 0.80 |

・現在取り組んでいる
事故防止対策

- ① 基本動作の励行等を示達
- ② 危険主要箇所の査察、走行状況の点検添乗査察の実施
- ③ 東京駅等高速バス乗場での街頭指導
- ④ 当社事故・ヒヤリハットのドライブレコーダー画像をDVD化し、休憩所にて放映
- ⑤ DVD画像を活用した、事故悪起者・少数グループ毎への指導・研修の実施

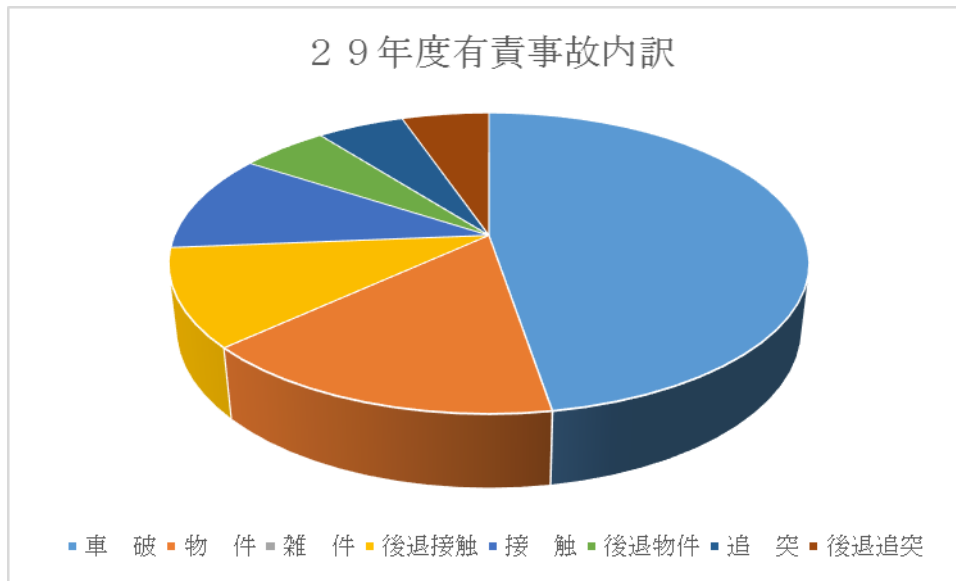
※事故減件に向けた取り組みについて、当日発表して頂く場合があります。

3. 事故に関する統計

29年度有責事故内訳

| 種別 | 車破 | 物件 | 雑件 | 後退接触 | 接触 | 後退物件 | 追突 | 後退追突 | 合計 |
|----|----|----|----|------|----|------|----|------|----|
| 本社 | 9 | 3 | | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 19 |
| 中野 | 12 | 2 | 2 | | | 1 | | | 17 |
| 合計 | 21 | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 36 |

有責・無責事故種類と内訳



平成29年度における、当社の重大事故件数は、次のとおりです。

尚、これらの事故の内、自動車事故報告規則第2条に該当する件数は0件です。

4. 安全管理規程

当社では、別紙のとおり、「輸送の安全性の向上」を行うべく、安全管理規程を制定し、その後、平成25年7月1日に改定しています。

(安全管理規定の主な内容)

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法
- 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

ちばフラワーバス・ 安心・安全・省エネ 運動について

平成18年10月1日の道路運送法一部改正により「運輸安全マネジメント」が導入されましたことや、昨今、他のバス事業者における多数の死傷者を出す重大事故の発生、飲酒運転が全国的に大きな社会問題となっていることなどから、当社はバス事業者として、更なる安心・安全の確保に努める責務があることを真摯に受け止めております。

また、環境問題への対応も当社が真剣に取り組むべき問題であることを強く認識しているところであり、以前より当社では、交通安全運動やアイドリング・ストップ運動、燃料節約キャンペーン、エコドライブ推進運動等々、様々な活動を展開してきておりましたが、「安心・安全・省エネ」は一体のものであることを再認識し、既存の諸運動を統合・発展させ、更には全ての人の安心を目指した会社としてひとつのしっかりとした体制を整え、実践してゆく事と致しております。

- ① 乗務員より、ヒヤリ・ハットの聞き取りをし、事故防止に取り組む。(ヒヤリ・ハット事例集、事故事例集・・・平成29年事例を基に作成する)
- ② その他の取り組み
 - ・春の全国交通安全運動「4月6日～4月15日迄」
　　<ゴールデン・ウィークにおけるテロ対策 4月29日～5月6日>
 - ・ディーゼルクリーン・キャンペーン
 - ア. 6月 1日～ 6月30日迄
 - イ. 10月 1日～ 10月31日迄
 - ・車内事故防止キャンペーン 7月1日～ 7月31日
 - ・夏の安全輸送総点検と事故防止 7月1日～ 8月31日迄の内1週間。
 - ・秋の全国交通安全運動 9月21日～ 9月30日迄。
 - ・年末年始安全輸送総点検（平成29年12月10日～平成30年1月10日迄3日間<降積雪期における輸送の安全確保>。
- ③ 飲酒運転防止…日本バス協会「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき対応。
 - ・社長・総務部長・運輸部長・課長補佐の4名で早朝点呼査察を実施。
 - ・アルコール検知器により、始業・終業点呼の際、必ず飲酒の有無を確認。
 - ・飲酒運転防止・危険薬物使用防止啓発DVDの視聴覚教育を実施
 - ・公益社団法人日本バス協会貸切バス事業者安全性評価認定制度において1つ星認定取得



5. 輸送の安全のために講じた処置及び講じようとする処置

(1) 弊社では平成23年1月より優秀社員表彰制度を設け、乗務員の安全・安心のモチベーションを上げて参りました。好評を博している中、本年度も前年同様の表彰を行い乗務員自身の意識向上しているものと考えられます。

(2) 安全プランについては、国土交通省の指導のもと事業用自動車に係る事故の削減を目的として、「事業用自動車総合安全プラン2009」について提言がなされ関東運輸局・公益社団法人日本バス協会では、それに基づきプランを策定しています。

当社でも、本提言を踏まえて、平成30年までを事故削減のための強化期間と位置づけ、公益社団法人日本バス協会で策定された「バス事業における総合安全プラン2009」に基づいた計画として、「安全プラン」を策定し、本プランに沿って取組を進めて参ります。

平成30年度 ちばフラワーバス安全プランの目標を達成するための施策（※重点施策）

| | | | |
|---|----------------|----|------------|
| 1 | ※運輸安全マネジメントの浸透 | 7 | 点検整備の充実 |
| 2 | ※運行課管理者の意識改革 | 8 | 道路交通環境の充実 |
| 3 | 飲酒運転防止策 | 9 | 緊急時等の安全対策 |
| 4 | 事故情報の活用 | 10 | ※事故防止対策 |
| 5 | 運転者対策の充実 | 11 | 表彰制度の充実 |
| 6 | 車両の安全対策 | 12 | 沿線住民への啓蒙活動 |

(3) 輸送の安全に関する施策

当社では、安全管理規程に基づいて以下のとおり実施しております。

- ① 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程の定められた事項を遵守致します。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置または、予防処置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有致します。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。

(4) 輸送の安全に関する予算 平成29年度

増車車両 (5両 5,500万円)

・大型高速バス

・大型路線バス (ノンステップバス2両 ワンステップバス2両)

乗務員表彰 (所長賞含む) (50万円)

(5) 交通安全教室の開催

くるま社会と言われる今日、当社では交通事故防止を願い、沿線住民の方々に交通ルールや事故防止のための知識を伝えるため、毎年交通安全教室を開催しております。

バスの乗り方教室 4月21日

千葉市立白井小学校1年生（中野営業所にて）



平成30年1月26日 八街市立川上小学校

協力：千葉運輸支局 八街市役所
ちばフラワーバス株式会社



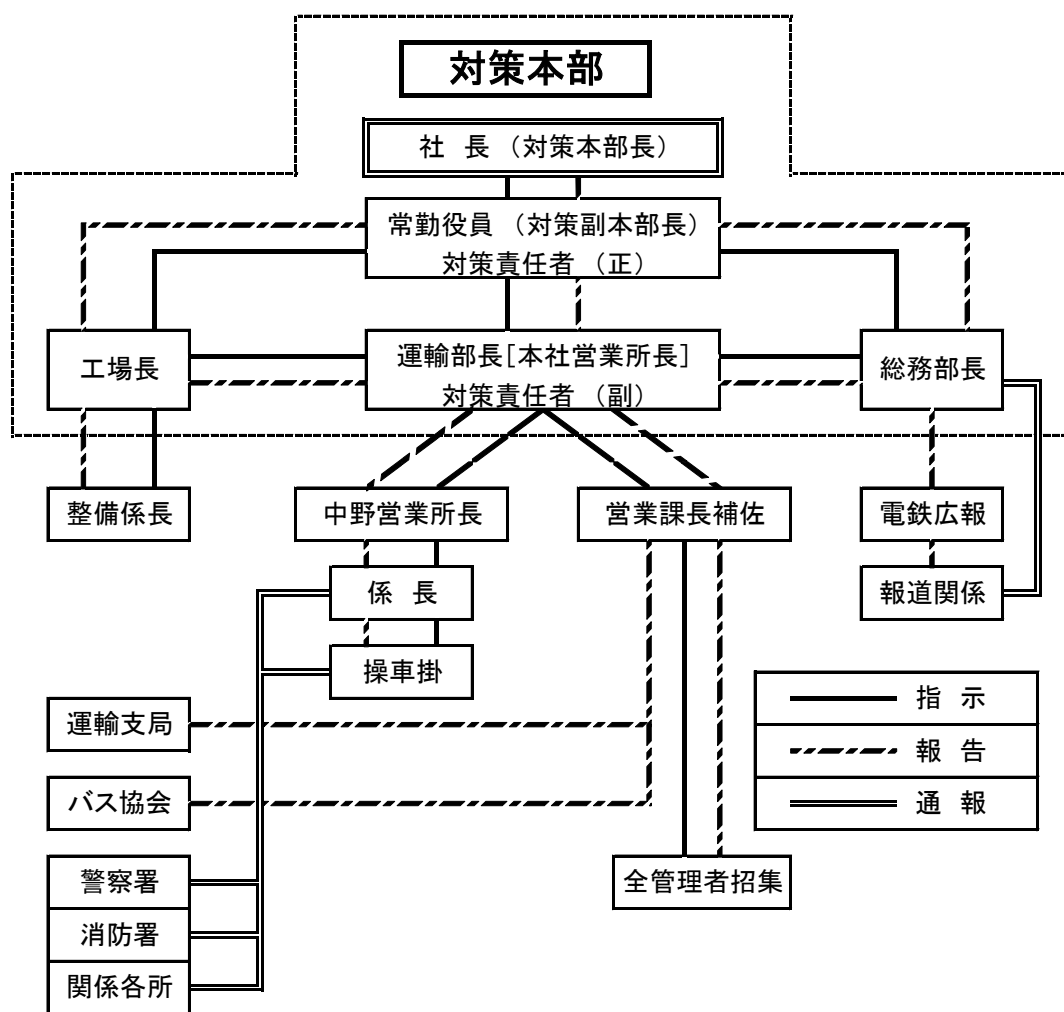


6、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

当社は、輸送の安全について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行ってまいります。組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や 重大な事故、災害等に対応する場合も含め、次の『ちばフラワーバス（株）輸送の安全に関する組織図』によります。

緊急時の体制（レベルA）

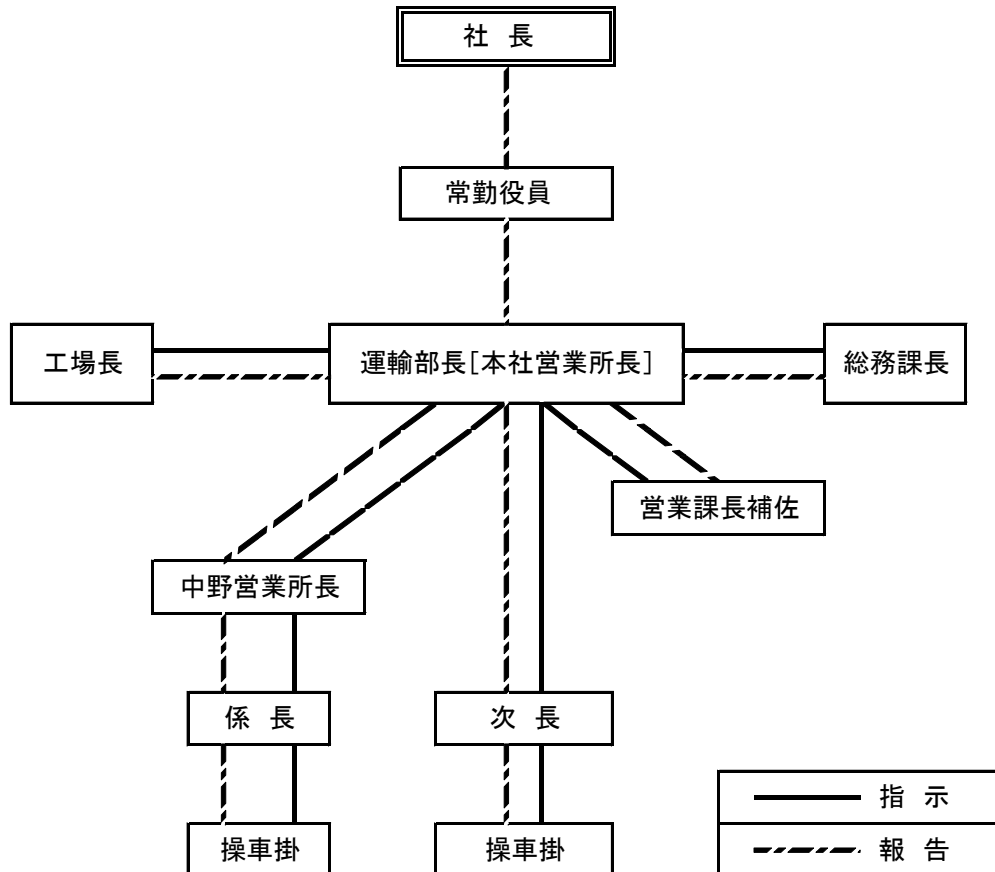
- レベル A …… 全社対応
- 1 台風 …… 大型台風が上陸「上陸の予報」が発令された場合
 - 2 降雪 …… 積雪が10cm以上、及び10cm以下でも「大雪警報」が発令された場合
 - 3 地震 …… 震度5以上の場合
 - 4 事故 …… 重大事故で死傷者が複数出た場合
 - 5 バスジャック、テロ等の有事の場合



- ① 社長の命により対策本部を本社営業所内設置する。
- ② 対策本部の構成員は直ちに対策本部に参集するが、それが困難な場合は連絡の取れる体制を明確にしておくこと。
- ③ 中野営業所の被害が甚大な場合、緊急に要員を招集し、応援体制をとること。
- ④ 営業課長[本社営業所長]は全ての情報を受け指示し、対策副本部長に報告、副本部長は本部長に報告する。
- ⑤ 全ての管理者は招集の指示を受けたら直ちに集合し、対策本部長の指示に従うこと。
- ⑥ 情報連絡(緊急時以外でも30分に1度程度)を密にし、正確な情報を把握すること。
- ⑦ 営業所内に緊急通達を掲示し、路線状況等運転士に適切な指示を行うこと。

緊急時の体制（レベルB）

- 1 台風 … 接近の恐れがある場合。
- 2 降雪 … 「大雪注意報」が発令された場合。



- ① 営業課長[本社営業所長]を中心とした対応とする。
- ② 営業課長補佐は営業所内に〇〇注意報の通達を掲示し、点呼執行者は路線状況等運転士に適切な指示を行うこと。
- ③ 営業課長[本社営業所長]は、予報の情報把握に努め緊急時に備え、要員確保の準備をしておくこと。
- ④ 中野営業所との情報連絡を密にし、正確な情報を把握すること。
- ⑤ 営業課長[本社営業所長]は、状況によりレベルAへの変更判断をすること。

7. 安全統括管理者

当社では、安全統括管理者として、取締役総務部長 小関益男を平成25年7月10日付けで選任し、また不測の事態に備え、補助者として営業課長の今井明彦の1名を選任し、付属辞令を発令しております。

(1) 安全統括管理者の責務（安全管理規程第十条）

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること
- ⑤ 輸送の安全の確保に関する内部監査の実施状況について確認すること。
- ⑥ 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、措置を講ずること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、統括運行管理者及び運行管理者を統括すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

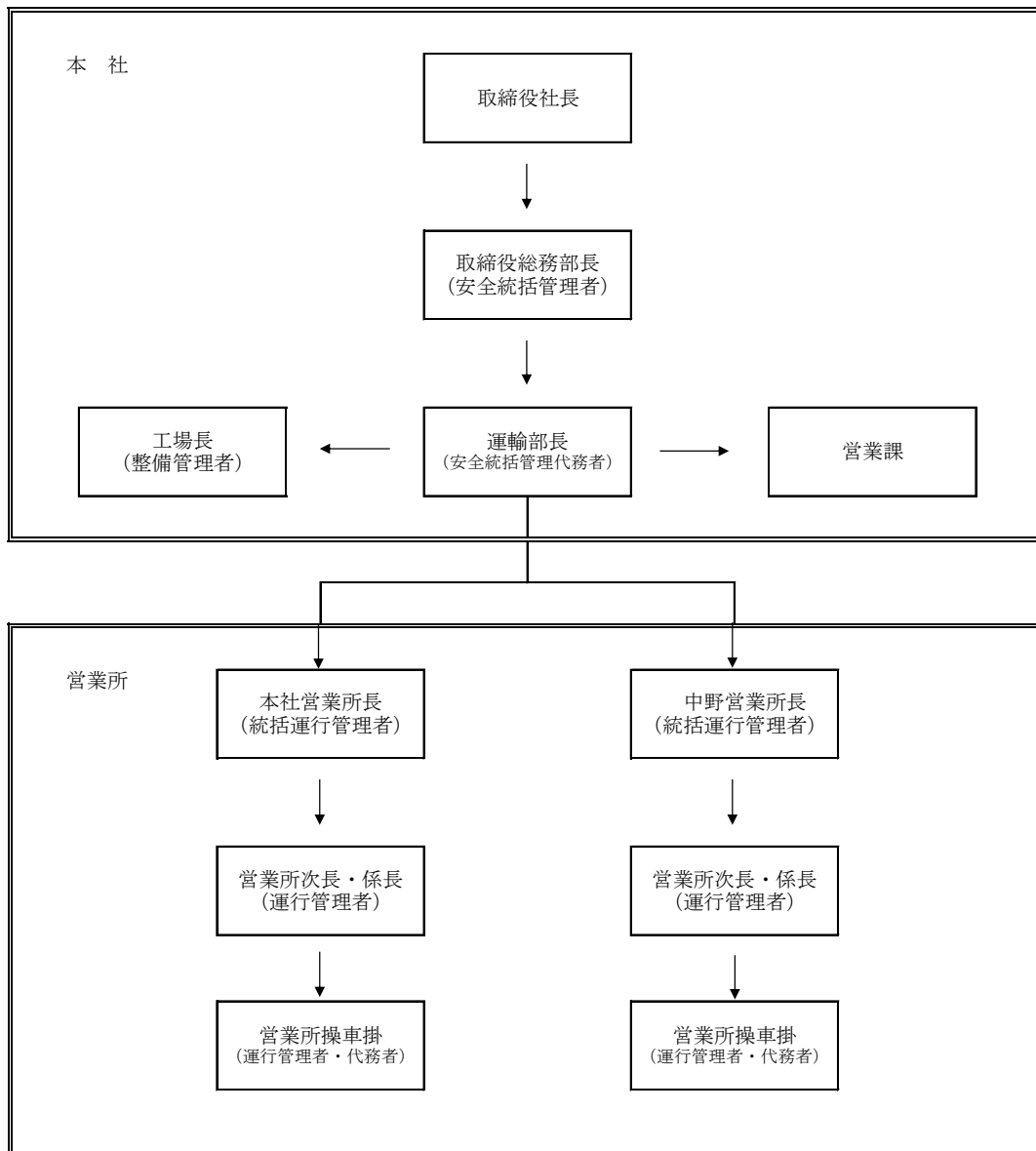
(2) 29年度の活動予定

- ・意識の徹底…従業員研修、職場巡回、従業員との懇談等、あらゆる場を活用しての啓蒙活動
- ・実施及び管理の体制の確立、維持…組織及び連絡体制の構築、機能性の随時チェック
- ・方針、重点施策、目標及び計画の実施…安全管理規程第3条（方針）、第4条（重点施策）、
- ・報告連絡体制の構築…安全管理規程第13条（報告連絡体制）に定める内容の実施
- ・研修…安全管理規程第14条、第5条を達成するための教育及び研修の実施
- ・措置…安全管理規程第15条（内部監査）に定める、内部監査の結果の経営トップへの報告及び輸送の安全の確保のための措置
- ・運転記録証明書の取得（年1回社長以下全社員の取得）
- ・降雪注意箇所のリスト作成
- ・危険個所のリスト作成
- ・事故車両のチェックリスト作成
- ・事故防止対策委員会の開催
- ・無事故表彰（毎年10月・4月）の実施

- デジタル・タコグラフ（平成28年度上期全車導入）を活用した、安全・省エネ運転指導（一定速運転）

ちばフラワーバス 安全管理組織体制図

H28. 5. 16



8. 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

当社では、内部監査の実施結果については、社内のコンプライアンス委員会にて定期的に報告・改善措置の検討を行うほか、社内報告書にて、経営トップへの報告を行っております。

●内部監査の実施

平成30年度は、平成30年3月5日（月）に実施

会計監査

京成電鉄経理部 1名

監査役事務局 1名

監査法人トーマス 3名

監査結果

被監査組織の売上金等集計業務立会の内部監査において指摘した事項は、全て改善されている事を確認されました。

尚、平成30年度については、平成30年10月中旬に実施予定

安全管理規程

ちばフラワーバス株式会社

安全管理規程

ちばフラワーバス株式会社

制定 平成19年4月1日制定

改訂 平成21年7月1日実施

改訂 平成25年7月1日実施

改訂 平成28年2月1日実施

目次

| | |
|-----|-----------------------------|
| 第一章 | 総則 |
| 第二章 | 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等 |
| 第三章 | 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 |
| 第四章 | 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 |

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送第二十二條の2の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する現場の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 当社は、輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善(Pian Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守する。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的、効率的に行うよう努める。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達・共有する。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。
2. 京成電鉄(株)及び京成グループの企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 当社は、第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成するため、第四条に規定する重点施策ごとに、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 経営トップは、輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築など必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が、適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。

(社内組織)

第八条 当社は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行なう。

- 一 安全統括管理者

- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な管理者
- 2. 常勤取締役は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し運輸部を統括し指導監督を行なう。
- 3. 統括運行管理者は、運行管理者の業務を統括する。
- 4. 運行管理者は、運行面において乗務員の指導監督等、輸送の安全の確保に関する業務を行なう。
- 5. 整備管理者は、自動車の点検及び整備面において輸送の安全に関する業務を行なう。
- 6. 当社は、京成自動車整備株式会社（以下「委託先」という。）と整備業務の受委託契約を締結し、委託先と一丸となり輸送の安全確保に取り組む体制を構築・維持すると共に輸送の安全性の向上に努める。
- 7. 当社は、前項に掲げる委託先以外の事業者等と（安全に係る業務について）受委託契約を締結した場合であっても、相互に協力し輸送の安全性の向上に努める。
- 8. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者の不在時、重大な事故、災害等の発生時を含め別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

- 第九条 常勤取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2. 当社は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行なうことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

- 第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立・維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針・重点施策・目標及び計画を策定し実施する事。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図る事。
- 五 輸送の安全確保の状況について、定期的に及び必要に応じて随時、内部監査を行い経営トップに報告すること。
- 六 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し必要な意見を述べる等改善の措置を講じる事。
- 七 運行管理が適正に行なわれるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行なわれるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行なうこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行なうこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと、現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を充分に行なうことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり隠蔽せず、直ちに関係者に伝え適切な処理策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故・災害等が発生した場合における、当該事故・災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は必要な部

所等に速やかに伝達されるように努める。

3. 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行なう。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行なう。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を設定し実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は実施責任者を指定して少なくとも年に一回以上適切な時期を定めて、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合、又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに輸送の安全のために必要な方策を検討し、また、必要に応じて当面必要な是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故・災害等に関する報告、又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合は、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要事項について更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計・安全管理規定、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸

送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果、並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度終了後100日以内に公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合は、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程について、業務の実態に応じ適時適切に見直しを行なう。

2. 輸送安全に関する事業運営上の、方針の策定に当たっての会議の議事録・報告連絡体制、事故・災害等の概要、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正処置又は予防措置等を記録し適切に保存する。